広報えていの



2024 APRIL vol.168 Ebino city Public relations

問 = 問い合わせ先

申 = 申し込み先

> イベント・催し

■「複製絵画展~静なる樹~」を開催します

市歴史民俗資料館では、市民図書館に所蔵している複製絵画の展示を行います。絵画や美術に興味を持ってもらえるような展示となっています。名作などを見られる良い機会です。ぜひ、ご来場ください。

また、市民図書館では、複製絵画の貸し出しも行っています。お気軽にお問い合わせください。

【開催日】4月6日(土)~21日(日)

【時間】午前9時~午後6時(火曜~土曜)

午前9時~午後5時(日曜・祝日)

【場所】 市歴史民俗資料館 展示ホール

【休館日】4月8日(月)、15日(月)

- 問市歴史民俗資料館
- **☎**35-3144
- 間市民図書館
- **☎**35-0242

> お知らせ

■ 新婚世帯の家賃を助成します 「新婚世帯家賃助成金」

市では、新婚世帯の市内への定住促進と民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、家賃の一部を助成します。

【補助対象者】初めて申請する日が、婚姻日から1年以内で、次の要件すべてに該当する新婚世帯

- ・夫婦のいずれかが民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸 借契約を締結していること
- ・夫婦ともに市内の民間賃貸住宅の所在地に住民登録を 行い、現に居住していること
- ・市内に住宅を所有していないこと
- ・市税等の滞納がないこと
- •他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- ・家賃の滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

【助成金額】基本上限 10,000円 (月額)

- ※助成金額は、実質家賃負担額(家賃から住宅手当を除いた額)の2分の1以内です。
- ※夫婦ともに市外からの転入の場合は、上限を月額 14,000円とします。
- ※夫婦いずれかが市外からの転入の場合は、上限を月額 12,000円とします。
- ※助成金は、申請した月から当該年度の3月分までを一括して交付します。

【助成期間】最長36月間

- ※期間中は、年度ごとに毎回申請を行う必要があります。 【申込方法】申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付 の上、市企画課定住対策係に提出してください。
- ※申請書は市企画課で取得するか、市ホームページから ダウンロードしてください。

【必要書類】

- ①戸籍謄本
- ②世帯全員の住民票
- ③市税等の滞納がないことを証する書類
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤住宅手当支給証明書

【申込期限】随時受け付けます。

- 申•問市企画課 定住対策係
- ☎35-3713 (直通)

■ 固定資産税に係る土地評価見直し

令和6年度は、固定資産税に係る土地と家屋の価格を 見直す年になります。見直しは3年ごとに行われます。

この見直しによって、農地・山林等の評価額が前年度 に比べて増減することがあります。土地(農地・山林等) を所有している人は、4月中に送付される固定資産税納 税通知書の課税明細書の確認をお願いします。

詳しくは、市税務課固定資産税係までお問い合わせく

問市税務課 固定資産税係

☎35-3735 (直通)

■令和6年度えびの市住宅リフォーム促進 事業補助金(前期分)交付申請受付開始

市では、令和6年度えびの市住宅リフォーム促進事業 補助金(前期)の申請受け付けを開始します。補助金額 の総額が、予算額に達した時点で受け付け終了となりま すので、あらかじめご了承ください。

【受付期間】5月8日(水)~補助金総額が予算額(250万) に達するまで※受け付けは先着順に行います。

【補助対象者】

- ・市内に居住し、住民基本台帳に記録されている人であっ て、補助対象住宅の所有者(配偶者または一親等の血族、 もしくは姻族を含む)
- ・申請者および同一世帯員が、市税等を滞納していない こと

【補助対象住宅】補助対象者の居住用に供している市内 に存する住宅。ただし、事務所、または賃貸住宅等の併 用住宅については、補助対象者が居住する部分に限りま す。

【補助対象工事】

- ・市内に主たる事務所を有する法人、または市内に住所 を有する個人事業者である施工業者を利用して実施する 住宅の工事
- ・補助対象工事に要する費用が20万円以上のもの
- ・補助金の交付決定後、原則3カ月以内に着手できる工事 ※市の他の制度による助成を受けていない部分に限りま す。
- ※補助金の交付決定通知前に着工した工事は、対象外と なります。
- ※3カ月以内に着工を行っていない場合は、申請を取り 消しする場合があります。

【補助金の額】補助対象工事に要する経費の20%の額。た だし、その額が15万円を超える場合は、15万円を限度と します。

【申請書類】

- ①申請書、事業計画書、収支予算書
- ※市観光商工課で取得するか、市ホームページからダウ ンロードしてください。
- ②見積書(施工業者からの見積書)の写し
- ③所有者が申請者と異なる場合は、所有者と申請者の続 柄が証明できる書類
- ④所有者死亡の場合は、相続人全員の同意がわかる書類
- ⑤土地家屋名寄帳の写し
- ⑥工事を行う住宅の現状および工事施工予定箇所の写真
- ⑦工事をする住宅の平面図
- ※必要な申請書類を全て揃えて受け付けとしますので、 受付開始までに事前準備をお願いします。

【その他】

- ・この補助金の利用は、同一住宅につき1回限りになりま
- ・申請後、納税状況について調査します。滞納がある場合 は補助金の交付ができません。事前に申請者および同一 世帯員の納税状況を確認し、申請をお願いします。
- ・中古物件を購入しリフォームをする人は、前所有者が 当事業を既に利用している場合がありますので、補助対 象になるかを事前にご相談ください。
- 申·問市観光商工課商工係

☎35-3728 (直通)

■ 生産調整(転作)出張受け付けを行います

市では、生産調整(転作)の受け付けを次の日程で実 施します。対象の公民館等で受け付けを行ってください。 受け付けの際には、必ず計画書(緑の用紙)と印鑑、通帳 (新規・口座変更の人のみ)を持参してください。

【申請期間】4月22日(月)~6月21日(金)

【受付場所】各自治会の公民館

※ただし、次の地区は別の場所で行いますので、注意し てください。

[麓(飯野)・町] 飯野地区コミュニティセンター研修室1 「尾八重野・東長江浦上」東長江浦上公民館

[駅前・中原田・上原田] 中原田公民館

[高野・苧畑] 苧畑公民館

[中島] 加久藤地区コミュニティセンター集合室

[中内竪・西内竪] 中内竪公民館

[北岡松・溝ノ口] 北岡松公民館

EBINO CITY INFORMATION

[南昌明寺・北昌明寺] 南昌明寺公民館 「松原・前松原] 松原公民館 (飯野地区・上江地区)

期日	対象地区	時間
	東原田	9:00~10:00
	下大河平	9:00~10:30
	中原田・駅前・上原田	10:30~11:30
4月22日 (月)	堀浦	11:00 ~ 12:30
(3)	五日市	13:00~14:00
	上大河平	14:00 ~ 15:30
	杉水流	14:30 ~ 15:30
	前田・苧畑・高野	9:30~10:30
4月23日 (火)	南原田・飯野麓・町	11:00~12:30
	上上江・白鳥	14:00 ~ 15:30
	大明司・池島	9:00~10:00
4月24日	坂元・中上江	10:30~11:30
(水)	山内・西上江	13:00 ~ 14:00
	末永・今西	14:30 ~ 15:30
4月25日	田代	9:00~10:00
(木)	出水	10:30~11:30

(加久藤地区)

期日	対象地区	時間
	榎田	9:00~10:00
4月25日	牧の原	10:30~11:30
(木)	灰塚・西長江浦下	13:00~14:00
	永山・西長江浦上	14:30 ~ 15:30
	松原・前松原・栗下	9:00~10:00
4月26日	中島・大溝原	10:30~11:30
(金)	加久藤麓・東長江浦下	13:00~14:00
	湯田・東長江浦上・尾八重野	14:30 ~ 15:30
5月10日	東川北	11:00~12:30
(金)	西郷	14:00 ~ 15:30

(真幸地区)

期日	対象地区	時間
	下島内・南岡松	9:00~10:00
5月8日	東内竪・北岡松・溝ノ口	10:30~11:30
(水)	中内竪・西内竪	13:00~14:00
	水流	14:30 ~ 15:30
	京町・柳水流	9:00~10:00
5月9日 (木)	上向江・亀沢	10:30~11:30
	南昌明寺・北昌明寺・下浦	13:00~14:00
	上島内・西川北	9:00~10:30
5月10日 (金)	中浦	11:00~12:30
(3/2)	上浦	14:00 ~ 15:30

※受け付け当日は、大変混み合うことが予想されます。:・前年度の住民税所得割額が課税されていない

あらかじめご了承ください。

※各地区での受付期間中は、市役所で受け付けができま せん。市役所での受け付けは、5月13日(月)から受け付 けます。

申•問市農業再生協議会(市畜産農政課内)

☎35-1650(直通)

■ はり・きゅう・マッサージ等の施術の助成 が受けられます

はり・きゅう・マッサージ等の施術については、保険給 付の適用外となるため全額自己負担になりますが、国民 健康保険・後期高齢者医療保険の資格のある人は、申請 を行うことで施術を受ける際に助成を受けることができ ます。以下の申請場所で手続きを行ってください。

【申請場所】市健康保険課、飯野・真幸出張所

【申請期間】随時受付

【助成額】1日1回1,000円(年間24回まで)

【交付するもの】利用者証

【利用期間】令和7年3月31日まで

【申請に必要なもの】被保険者証

申•問市健康保険課 医療保険係

☎35-3742 (直通)

■ ご利用ください 「福祉タクシー利用料金助成事業」

市では、高齢者および重度の障がいのある人の経済的 負担の軽減を図るため、「福祉タクシー利用料金(基本料 金)」を助成しています。

【助成対象者】

[高齢者の場合] 次の全てに該当する人

- ・75歳以上の高齢者
- ・対象者が車両を保有せず、自らも運行できない
- ・世帯員全員が車両を保有していない
- ・施設等に入所していない
- ・前年度の住民税所得割額が課税されていない

「障がいのある人の場合] 次の全てに該当し、①身体障害 者手帳1級または2級、②精神保健福祉手帳1級、③療育 手帳Aのいずれかの交付を受けている人

- ・対象者が車両を保有せず、自らも運行できない
- ・世帯員全員が車両を保有していない
- ・施設等に入所していない

※障がいのある人については、世帯員の中で車両の保有 者全員が1週間のうち5日以上就労している場合、就労証 明書を提出することで利用が可能です。

※世帯員とは、生計を同一にする者または住民基本台帳 上は別世帯であっても同一敷地内に居住している者をい います。

【申請方法】市福祉課地域福祉係、またはお住いの地区の 民生委員にご連絡ください。

【助成方法】

- ・助成対象者と認められた場合は、申請があった翌月に 地区の民生委員より「福祉タクシー利用券」を配布しま す。
- 「福祉タクシー利用券」を、タクシー利用時に次の指定 タクシー会社の運転手に渡すことで、タクシー利用料金 の一部の助成を受けることができます。

【福祉タクシー利用券を利用できるタクシー会社】

・宮交タクシー **23**7-1351 •三和交通 **233-0220** こばやし交通 **233-0154** ・昭和福祉タクシー **233-6270**

【助成額】福祉タクシー利用券1枚につき基本料金を助成 します。

【交付枚数】対象者1人につき年間48枚(年度途中の対象 者は、申請のあった月の翌月から月割り交付となりま す。)

※4月に24枚、10月に24枚と2回に分けて交付します。 【有効期限】令和7年3月31日までです。翌年度に繰り越 して使用することはできません。

【その他】

- ・福祉タクシー利用券は、家族や他人に譲ることはでき ませんが、同乗することは可能です。
- ・この制度は、市企画課が行っている「タクシー利用券」 の制度とは別の制度ですが、両方を同時に利用すること は可能です。
- 申•問市福祉課 地域福祉係

☎35-1115 (課直通)

■ご利用ください 手話通訳等の派遣事業

聴覚、言語機能に障がいがあり、日常生活においてコ ミュニケーションを図る必要がある市内在住者に対し て、手話通訳者等を派遣します。

【派遣の範囲】聴覚、言語機能の障がいにより、コミュニ ケーションが円滑に行えないことで社会生活上支障があ ると認められるなど、手話通訳者等を必要とする場合に 派遣します。

(例) 病院への通院、各種手続き、レクリエーション活動、 講習会など

【派遣時間】午前9時~午後5時(原則)

※時間外や緊急を要する場合は、えびの市手話通訳者派 遣協会にご相談ください。

【利用方法】手話通訳者派遣申請書を派遣希望日の原則 10日前までに市福祉課、またはえびの市手話通訳者派遣 協会に提出してください。※緊急を要する場合を除く。

※手話通訳者派遣申請書は、市福祉課、飯野・真幸出張所 にあります。

【利用料】無料 ※手話通訳者等の入場料などは、申請者 の負担になります。

申・問えびの市手話通訳者派遣協会

☎33-2635(代表)

申・問市福祉課 障がい福祉係

☎35-1115 (課直通)

■ 携帯電話臨時ショップ(期間:4月22日・ 23日)を開設します

市と株式会社 NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバン ク株式会社の携帯電話事業者3社は、えびの市内におけ る携帯電話サービスのサポートなどを確保するために、 携帯電話臨時ショップを開設しています。

【開催日】

携帯電話事業者	日程	担当ショップ・連絡先
ドコモの日	4月22日(月) 23日(火)	ドコモショップ 小林駅前店 な 24-5252

【内容】スマートフォンの使い方教室、相談など ※予約ができます。各担当ショップに電話でお申し込み ください。

【場所】えびの駅

【開設時間】午前10時~午後4時

【サービス内容】携帯電話の機種・契約変更や新規契約、 乗り換え、機器操作に伴う相談など

※市公式LINEおよび市広報Facebookでも案内します。 市公式LINEでの案内を希望する人は、基本受信設定アン ケートの「欲しい情報」から受信設定をお願いします。 市公式LINEおよび市広報FacebookのQRコードは本紙裏 面に掲載しています。

間市企画課 情報係

☎35-3714 (直通)

EBINO CITY INFORMATION

■ スマホ教室を開催します

市と株式会社 NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバン ク株式会社の携帯電話事業者3社は、スマホ教室を開催 しています。現在スマートフォンをお持ちでない人も参 加できます。スマートフォンを体験してみたい人は、ぜ ひ、お気軽にご参加ください。

【開催日】

	期日	時間	講師(携帯 電話事業者)
	4月12日(金)	① 10:00~11:00	NTT ドコモ
		② 13:00~14:00	וווו רשד

【場所】飯野地区コミュニティセンター

【内容】スマートフォンの使い方教室、相談など 【参加費】無料

【定員】各教室30人程度

【持ってくるもの】お持ちの人は、スマートフォン 【申込方法】市企画課情報係に電話でお申し込みくださ い。各教室には、携帯電話事業者を問わず参加できます。 【注意事項】申し込み状況によっては、中止となる場合が あります。

※市公式LINEおよび市広報Facebookでも案内します。 市公式LINEでの案内を希望する人は、基本受信設定アン ケートの「欲しい情報」から受信設定をお願いします。 市公式LINEおよび市広報FacebookのQRコードは本紙裏 面に掲載しています。

申•問市企画課情報係

☎35-3714 (直通)

■ 水道メーター検針にご協力ください

市では、水道料金を算定するために2カ月に一度(偶数 月の1日から10日まで)、委託する検針員が水道メーター の検針を行います。

●検針期間中のお願い

次のような場合、検針に支障が出ますので、スムーズ に検針業務が行えるよう、ご協力をお願いします。

- ・水道メーターボックス上に車両等を駐車しないでくだ
- ・水道メーターボックス周辺に危険物や重いものを置か ないでください。
- ペット等を飼われている場合は、水道メーターに届か ないところへつないでください。
- ・水道メーターボックス内に泥などがたまっている場合 : 【事業形態】委託(概算払い)

は検針ができませんので、ボックス内はきれいにしてく ださい。

・凍結防止対策で、水道メーターボックスの中に布など を詰めている場合は、冬季以外は取り除いてください。

●お知らせ票が適格請求書として扱われます

令和5年10月1日より施行された「適格請求書等保存方 式(インボイス制度)」により、検針時に発行される「水 道使用水量・料金のお知らせ」が適格請求書扱いとなり ます。お知らせ票が確実に投函できるように郵便受け等 を設置するなどのご協力をお願いします。

【留意事項】

- ・声をかけてから検針しますが、門扉をくぐらない道路 際に水道メーターがある場合は、声かけを省略すること があります。
- ・ご不在の場合もそのまま検針しますので、ご了承くだ さい。

問市水道課 経営管理係

☎35-1113 (課直通)

募集

■「行政提案型協働事業」を募集します

「行政提案型協働事業」は、市が提示した事業テーマ について、市民の皆さんの持つノウハウや強みを活かし た企画事業を提案してもらい、実際に実施してもらう事 業です。市民と協働で行うことでより効果が上がる事業 テーマについて、事業提案を募集します。

【公募する事業テーマ】

①地域資源の活用による地域活性化となる事業 「概要〕 身近にあるさまざまな地域資源 (人・物・自然・エ ネルギー)を活用し、地域の活性化につながる人材育成・ 啓発活動、イベントの実施

[想定される事業]

ツアーガイドなど

②観光資源を活かした市内商店街の活性化

「概要] 地域活性化のけん引役である観光と、市内商店街 が魅力向上を図るための啓発活動やイベントの実施 [想定される事業]

観光パンフレットの作成など

【実施期間】5月(採択後)~令和7年3月31日

【金額】50万円以内

【対象経費】協働事業の実施に直接必要な人件費(スタッ フ人件費)、旅費(講師・スタッフ)、講師等謝礼金、印刷 製本費、消耗品費、食糧費(スタッフ・参加者飲み物代・ 講師弁当代等)、通信運搬費、使用料、賃借料、保険料(イ ベント等保険)、一般管理費(総事業費の10%以内)など 【申込資格】「5人以上で構成される団体であって、その構 成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している こと」、「1年以上活動を継続していて、今後も継続する見 込みがあること」、「営利、政治的、宗教的活動を目的と する団体や暴力団などの統制下にある団体ではないこ と」など

※詳しくは、市民協働課にお問い合わせください。

【申込方法】企画提案書に必要事項を記入の上、必要書 類と併せて、市民協働課に直接提出してください。なお、 申し込みをする場合は、事前に市民協働課にご相談くだ さい。申請書様式は、市ホームページからダウンロード するか、市民協働課で取得してください。

※審査会の審査を経て、助成団体を決定します。

【申込期限】4月30日(火)

申•問市民協働課 市民協働係

☎35-1118 (直通)

■ ぷらいど21助成事業に取り組む市民団体 を募集します

市では、市民の皆さんが主体となって自ら行う地域づ くり、まちづくり活動に対し、助成金を交付する「ぷら いど21市民団体活動助成金」事業を行っています。

地域を活性化したい、地域づくりを始めたいと考えて いる市民団体の皆さん、この事業を活用して、活動を充 実させてみませんか。

【助成対象団体】「市内に在住、在勤、在学する者5人以上 で構成し、その2分の1以上が市内在住であること」、「定 款等を定め、団体上の規律が確立されていること」、「営 利、政治的、宗教的活動を目的とする団体や暴力団など の統制下にある団体ではないこと」などの条件を満たす 団体

【助成率等】助成対象経費の80%以内を助成します。助成 金の交付回数は、1団体につき3回までです。助成額の上 限は、初年度100万円、2年目50万円、3年目30万円とな ります。

※審査委員会の審査を経て、助成団体を決定します。詳 しくは、市民協働課までお問い合わせください。

【申込方法】申請用紙に必要事項を記入の上、市民協働課

に直接提出してください。なお、申請する場合は、事前 に市民協働課にご相談ください。申請書様式は、市ホー ムページからダウンロードするか、市民協働課で取得し てください。

【申込期限】4月30日(火)

申•問市民協働課 市民協働係

☎35-1118 (直通)

■ 地域婦人連絡協議会の会員を募集します

えびの市地域婦人連絡協議会は、女性の立場から社会 貢献活動をしている団体です。住みよい地域づくり、明 るく生き生きと発展するえびの市のまちづくりに貢献す ることを目的として、さまざまなボランティア活動に取 り組んでいます。現在、23人の女性が活躍しています。

いつでも加入できますので、興味のある人、参加を希 望する人は市社会教育課にご連絡ください。

【主な活動内容】

- ①学校支援(子どもの見守り・学習支援など)
- ②自主運営事業 (婦人のつどい・視察研修など)
- ③県や西諸県地区の婦人会との交流

【対象】市内在住の女性であればどなたでも参加できま す。年齢は問いません。

【年会費】1,000円

申・問市社会教育課 社会教育係(市文化センター内)

☎35-2268 (課直通)

■ ふれあい女性学級生を募集します

ふれあい女性学級では、豊かな感性や知識を養い、学 級生同士の親睦と交流を深めることを目的に、年間を通 してさまざまな活動に取り組んでいます。

学級は、市内3地区(飯野・上江・真幸)で活動していま す。市内在住の女性であればどなたでも参加できます。 興味のある人や参加を希望する人は、市社会教育課にご 連絡ください。

※加久藤地区在住の人は、社会教育課までご相談くださ

【活動場所】各地区コミュニティセンター

【開催時期】年10回程度(原則平日の日中に開催)

【内容】料理教室・作品作り・体験学習・視察研修・軽スポー

申・問市社会教育課 社会教育係(市文化センター内)

☆35-2268 (課直通)

EBINO CITY INFORMATION

■ 手話講習会の受講生を募集します

市やえびの市手話通訳者派遣協会は、手話奉仕員等の 養成および聴覚障がい者等の福祉向上のため、手話講習 会を開催します。お気軽にご参加ください。

【開催日】 毎週木曜 ※祝日を除く

【時間】午後7時30分~午後9時

【場所】 市文化センター 団体室

【開講式】4月18日(木)午後7時30分~

【対象】市内に在住している人(中学生以下の場合は保護 者同伴)

【定員】[入門編] 20人 [基礎編] 入門編修了者のみ ※「全国手話検定試験」の受験を希望する人には、検定 試験の対策等の支援・指導をします。(1級~5級)

【受講料】年間2,000円 ※別途テキスト代が3,200円程度 かかります。

【申込期限】定員に達するまで随時募集しています。

【申込方法】開講式当日に受け付け を行います。開講式に参加する人は、 右のQRコードから申し込むか、市福 祉課に電話でお申し込みください。



手話講習会申込

申・問えびの市手話通訳者派遣協会

☎33-2635(代表)

申・問市福祉課 障がい福祉係

☎35-1115 (課直通)

■ 受講生募集 「音訳ボランティア養成講座」

公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会では、西諸地 区で令和6年度音訳ボランティア養成講座を行います。

これは、視覚障がいのある人に情報を提供するため、 広報紙、議会だより、本などを正確に分かりやすく音訳 するボランティアを養成する講座です。

【対象者】講習修了後にボランティア活動が可能な人、パ ソコンの操作ができる人

【講習期間】5月~令和7年3月(第2•第4土曜日)

【時間】午後1時30分~午後3時30分

【受講料】無料(テキスト代は実費負担)

【場所】小林市社会福祉センター(小林市立図書館横)

【開講式】5月11日(土)午後1時30分~

【申込期限】5月11日(土)

【申込方法】小林市社会福祉センターに電話でお申し込 みください。

申・問小林市社会福祉センター

23-3466

■ AEDマップでAEDの設置場所を確認 できます

右のQRコードからAED マップを確認することができ ます。いざという時のために 設置場所を把握しておきま しょう。

※掲載している施設の対応 状況や時期により掲載情報 が異なる場合があります。ご 注意ください。



国全団根 AED マップ

霧島演習場で採草をする人へ

霧島演習場で採草をする人は、立ち入る前に、 必ず霧島演習場管理班事務所で訓練状況等をご確 認ください。

なお、霧島演習場内に立ち入る際は、安全確保 のため、必ず同事務所に立ち寄って、受付名簿に 記入してください。

霧島演習場での訓練について

霧島演習場での訓練で、ヘリコプター等による 騒音や、ヘリコプター等が畜舎付近を飛行し家畜 に影響を及ぼす可能性がある場合は、下の問い合 わせ先までご連絡ください。

- 問 えびの駐屯地 業務隊管理科 霧島演習場管理班 事務所
- ☎ 33-3904(内線228 ※不在の場合は内線308)

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

● 4月 10日~5月9日の行事予定

日付・曜日	行事名・会場・時間
週間・月間行事	「複製絵画展~静なる樹~」(歴史民俗資料館 ~ 4 月 21 日)
4月 10日 (水)	心配ごと相談 (総合福祉センター 13:30 ~ 16:30 ※受付 16:00 まで)
4月 11日 (木)	ななつ星 in 九州運行日 年金移動相談(市役所本庁 10:00 ~ 15:00)※要予約(都城年金事務所 な 0986-23-2571)
4月 12日 (金)	スマホ教室(飯野地区コミュニティセンター 10:00 ~ 14:00)※要予約(企画課情報係☎ 35-3714)
4月 13日 (土)	美化センター稼働日 (8:30~12:00)
4月 14日 (日)	
4月 15日 (月)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館
4月 16日 (火)	道の駅定休日 農業用廃プラスチック集積日「塩化ビニル」(最終処分場 9:00 ~ 12:00) 母子手帳交付(保健センター 9:30 ~ 11:00)※要予約(子育て世代包括支援センター☎ 35-1707)
4月 17日 (水)	オレンジカフェよかとて(図書館 9:30 ~ 11:30) 心配ごと相談(総合福祉センター 13:30 ~ 16:30 ※受付 16:00 まで)
4月 18日 (木)	ななつ星 in 九州運行日 無料法律相談(総合福祉センター 13:30 ~ 16:30)※要予約(社会福祉協議会 な 35-2800)
4月 19日 (金)	
4月 20日 (土)	県内一斉消毒の日(畜舎等の消毒を徹底しましょう)
4月 21日 (日)	美化センター稼働日(8:30~17:00)
4月 22日 (月)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 臨時ショップ(ドコモの日)(えびの駅 10:00 ~ 16:00)
4月 23日 (火)	臨時ショップ(ドコモの日)(えびの駅 10:00 ~ 16:00) ひきこもり・こころの健康相談(小林保健所 13:30 ~ 15:30)※要予約(小林保健所☎ 23-3118)
4月 24日 (水)	図書館・歴史民俗資料館休館 心配ごと相談(総合福祉センター 13:30 ~ 16:30 ※受付 16:00 まで)
4月 25日 (木)	ななつ星 in 九州運行日 市民交流喫茶(国際交流センター 10:00 ~ 11:30) わかちあいの会[自死遺族のつどい](小林保健所 13:00 ~ 15:00)
4月 26日 (金)	
4月 27日 (土)	美化センター稼働日(8:30~12:00)
4月 28日 (日)	
4月 29日 (月)	
4月 30日 (火)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 母子手帳交付(保健センター 9:30 ~ 11:00)※要予約(子育て世代包括支援センター ☎ 35-1707)
5月 1日 (水)	人権相談(市役所 1-1 会議室 10:00 ~ 15:00) 行政相談(市役所 2-1 会議室 10:00 ~ 12:00) 心配ごと相談(総合福祉センター 13:30 ~ 16:30 ※受付 16:00 まで)
5月 2日 (木)	
5月 3日(金)	
5月 4日 (土)	
5月 5日 (日)	
5月 6日 (月)	
5月 7日 (火)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 母子手帳交付(保健センター 9:30 ~ 11:00)※要予約(子育て世代包括支援センター ☎ 35-1707)
5月 8日 (水)	心配ごと相談(総合福祉センター 13:30~16:30 ※受付 16:00 まで)
5月 9日 (木)	ななつ星 in 九州運行日